

# 「職員へのハラスメントに対する方針」

## 1. 策定の背景と目的

長崎県行政書士会は、すべての人が平等に権利や利益を実現できる社会を目指し、日々の書類作成や手続支援を通じて地域社会に貢献しています。しかし現在、窓口やサポート業務を担う事務局職員に対し、一部の利用者や会員から、尊厳を傷つける暴言や不当な要求などの迷惑行為（ハラスメント）が見受けられることが課題となっています。

本会は、国民の皆様からの意見には今後も真摯に対応していきますが、職員の安全と良好な職場環境を守ること、組織としての使命を果たすために不可欠であると判断し、本方針を策定しました。

## 2. 対象となる「職員へのハラスメント」の定義

社会通念上、その手段や態様が不相当なものであり、職員の就業環境を著しく害するおそれがある言動や問い合わせを定義しています。

### 【主な該当行為】

- ・ 暴行、傷害、脅迫、侮辱、名誉毀損、および大声で怒鳴るなどの威圧的な言動
- ・ 同じ内容の執拗な繰り返しや、毎日何度も電話をかけるなどの継続的な嫌がらせ
- ・ 土下座の強要や、度を越した謝罪を求める行為
- ・ 不退去や居座り、監禁、長時間の電話による業務の拘束
- ・ 差別的・性的な言動、および職員個人を標的にした攻撃や要求
- ・ 職員の個人情報や音声・映像などを無断でインターネットや SNS へ投稿する行為
- ・ 守秘義務のある情報の開示要求や、正当な理由のない金銭補償の要求

## 3. ハラスメントに対する対応姿勢

職員の安全を第一に考えるため、これらのハラスメント行為が確認された場合には、該当する相手方（関係者や会員を含む）への対応を一切中止します。

また、特に悪質であると判断したケースにおいては、毅然とした態度で臨むため、警察や弁護士といった外部のしかるべき専門機関と連携・相談を行うほか、本会内の綱紀委員会への諮問を視野に入れ、厳正に対処いたします。

## 4. 組織としての今後の取り組み

方針を形骸化させず、実効性のあるものにするために、本会では以下の対策を推進します。

- ・ 本方針を会員および職員へ周知・啓発し、ハラスメントを許さない姿勢を明確にする
- ・ 実際にハラスメントが発生した際の具体的な対応手順やマニュアルを策定する
- ・ 会員や職員を対象とした、ハラスメント防止・対策のための教育や研修を実施する
- ・ 職員が安心して被害を報告・相談できる体制を整備し、早期発見とケア

関係者の皆様におかれましては、本方針に対するご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

令和8年6月26日  
長崎県行政書士会  
会 長 川添 亨